

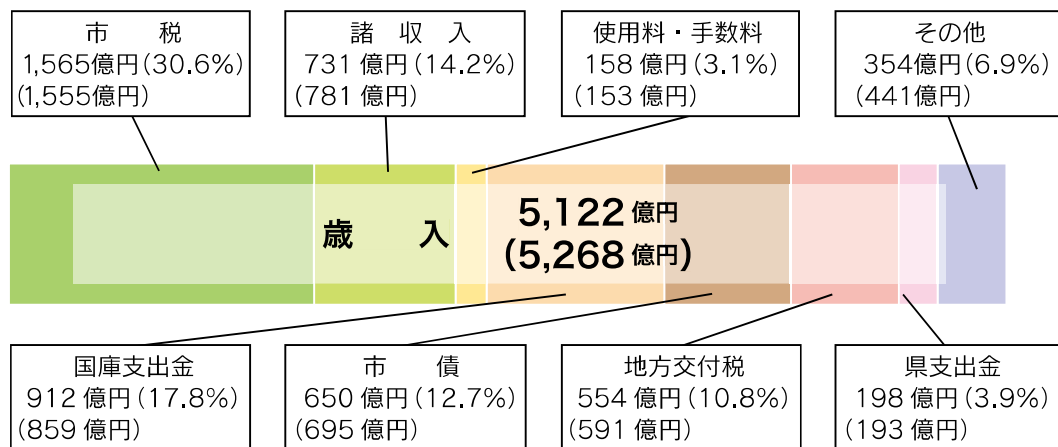
③ 平成 25 年度決算・健全化指標

(1) 一般会計決算

歳入歳出規模：歳入5,122億円、歳出5,088億円。歳入、歳出ともに過去16番目の決算規模。

実質収支※7：14億13百万円の黒字。昭和42年以降47年連続の黒字。

① 歳入 市の収入には、どのようなものがあるのですか？



※下段()は平成24年度決算額

歳入には、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などがあり、全体のうち市税の割合は、30.6%を占めています。

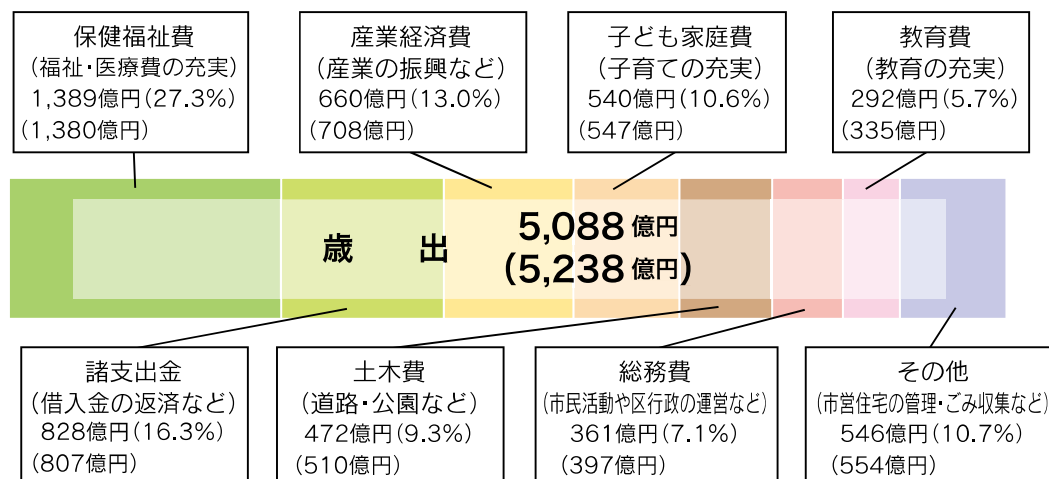
歳入決算の特徴として、

市税は、個人市民税、市たばこ税等の増収により、前年度より増加しました。

地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税額は、前年度と同程度の水準となっています。

市債発行額は、黒崎副都心「文化・交流拠点地区」整備事業等の終了により、前年度より減少しました。

② 歳出 税金などの収入はどのような分野に使われているのですか？



※下段()は平成24年度決算額

歳出決算の特徴として、

高齢者や障害者の福祉サービス、生活保護費、医療保険事業への支援等の福祉・医療の分野で27.3%を占めています。

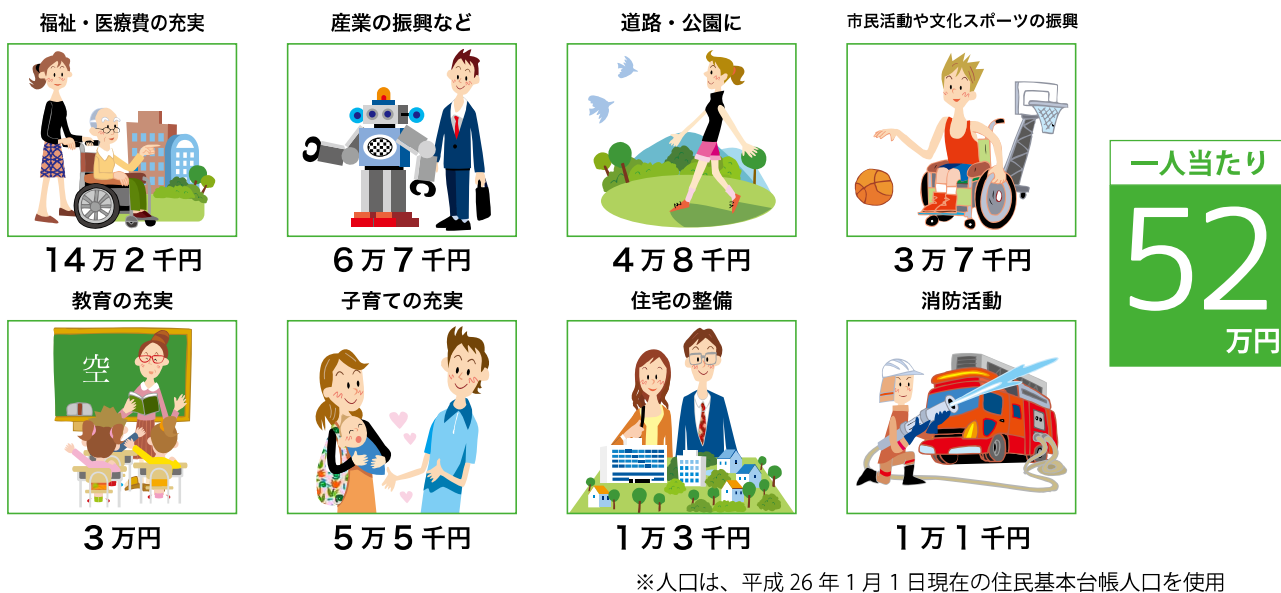
借りたお金の返済などにかかる経費に16.3%、中小企業融資や観光振興の産業振興の分野で13.0%、道路・河川・公園等の整備で9.3%を占めています。

用語解説

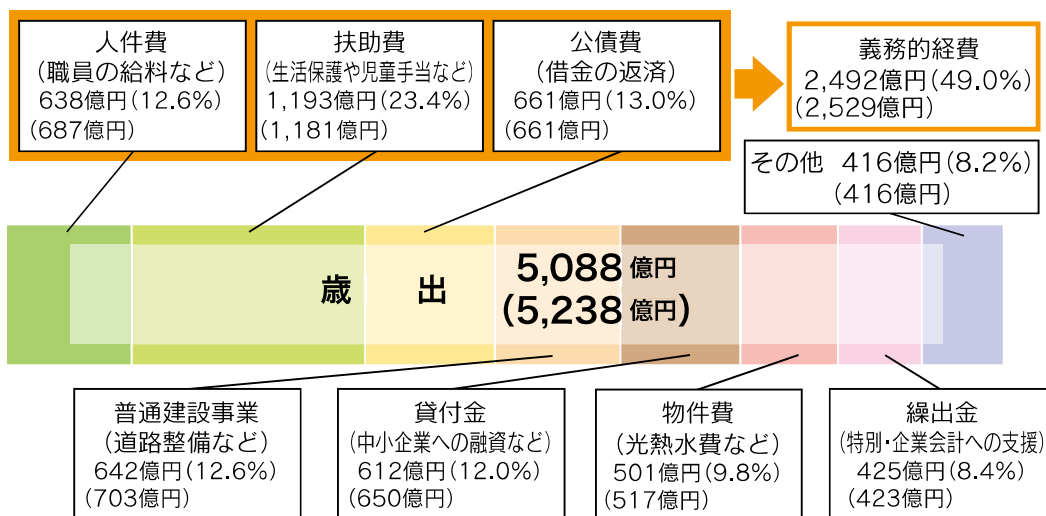
※7【実質収支】歳入決算総額から歳出決算総額を差引いた額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額です。

③ 一般会計の歳出決算を市民一人あたりに換算するといくらになりますか？

一般会計の歳出決算を市民一人あたりに換算すると約52万円となり、市民生活の向上や地域経済の活性化などいろいろな施策に取り組んでいます。



④ 税金などの使い方を性質別に見ると、どのようになっているのでしょうか？



※下段()は平成24年度決算額

法律などにより支出が義務付けられている義務的経費(職員の給与などの人件費・生活保護費や児童手当などの扶助費、借金の返済にあたる公債費)が全体の49.0%を占めています。

人件費は、職員数の削減などに取り組んでおり、抑制に努めています。

扶助費は高齢化社会の進展に伴い増加が予想されます。

公債費は借金返済のピークを21年度に迎えましたが、その後も高い水準にとどまることが予想されます。

(2) 特別会計※8 決算

特別会計の実質収支は、22会計中19会計が黒字、3会計が歳入歳出差引きゼロとなっています。

(3) 企業会計※9 決算

上水道事業会計、工業用水道事業会計、交通事業会計、病院事業会計の4会計が黒字となりました。

用語解説

※8【特別会計】国民健康保険や介護保険など特定の事業を特定の収入によって行い、その収支を明確にするために一般会計から独立させた会計です。(22会計)

※9【企業会計】水道事業や交通事業など民間企業と同じように、事業で収益をあげて運営されている会計です。(5会計)

【参 考】平成25年度 会計別決算収支状況

(1) 一般会計及び特別会計

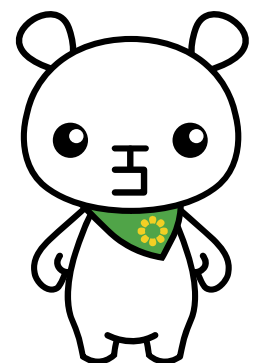
(単位:百万円)

| 会 計 名 | 歳入総額 (A) | 歳出総額 (B) | 歳入歳出差引額 (形式収支) (C) = (A) - (B) | 翌年度へ繰越 すべき財源 (D) | 実質収支 (E) = (C) - (D) | |
|------------------|------------------|-------------|--------------------------------------|------------------------|-------------------------|-------|
| 一 般 会 計 | 512,228 | 508,849 | 3,379 | 1,966 | 1,413 | |
| 特 別 会 計 | 国民健康保険 | 118,423 | 117,293 | 1,130 | 0 | 1,130 |
| | 食肉センター | 500 | 470 | 30 | 0 | 30 |
| | 卸売市場 | 933 | 807 | 126 | 0 | 126 |
| | 渡 船 | 362 | 313 | 49 | 0 | 49 |
| | 競 輪、競 艇 | 110,406 | 109,636 | 770 | 21 | 749 |
| | 土地区画整理 | 1,581 | 1,308 | 273 | 112 | 161 |
| | 土地区画整理 事業清算 | 5 | 1 | 4 | 0 | 4 |
| | 港 湾 整 備 | 8,277 | 8,085 | 192 | 1 | 191 |
| | 公 債 償 還 | 169,026 | 169,026 | 0 | 0 | 0 |
| | 住 宅 新 築 資金等貸付 | 274 | 51 | 223 | 0 | 223 |
| | 土 地 取 得 | 930 | 930 | 0 | 0 | 0 |
| | 駐 車 場 | 506 | 424 | 82 | 0 | 82 |
| | 母子寡婦福祉資金 | 1,475 | 400 | 1,075 | 0 | 1,075 |
| | 産業用地整備 | 2,156 | 127 | 2,029 | 0 | 2,029 |
| | 廃棄物発電 | 3,019 | 798 | 2,221 | 5 | 2,216 |
| | 漁業集落排水 | 30 | 24 | 6 | 0 | 6 |
| | 介 護 保 険 | 83,015 | 80,945 | 2,070 | 0 | 2,070 |
| | 空港関連用地整備 | 27 | 1 | 26 | 0 | 26 |
| | 学術研究都市 土地区画整理 | 5,264 | 3,102 | 2,162 | 1 | 2,161 |
| | 臨海部産業 用地貸付 | 2,898 | 2,898 | 0 | 0 | 0 |
| 後期高齢者医療 | 14,390 | 13,613 | 777 | 0 | 777 | |
| 市民太陽光発電所 | 559 | 530 | 29 | 0 | 29 | |

(2) 企業会計

(単位:百万円)

| 会 計 名 | 損益収支 | 単年度 実質収支 | 平成25年度末 資金剰余 |
|---------------|-------|-------------|-----------------|
| 上 水 道 事 業 | 1,225 | △ 293 | 4,791 |
| 工 業 用 水 道 事 業 | 364 | 207 | 1,707 |
| 交 通 事 業 | 6 | 67 | 1,717 |
| 病 院 事 業 | 888 | 1,135 | 3,537 |
| 下 水 道 事 業 | △ 179 | 174 | 2,971 |



©ていたん、北九州市

(3) 健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき北九州市をはじめ各自治体は、財政の健全性に関する比率（「健全化判断比率」及び「公営企業の資金不足比率」）を平成19年度決算から公表しています。

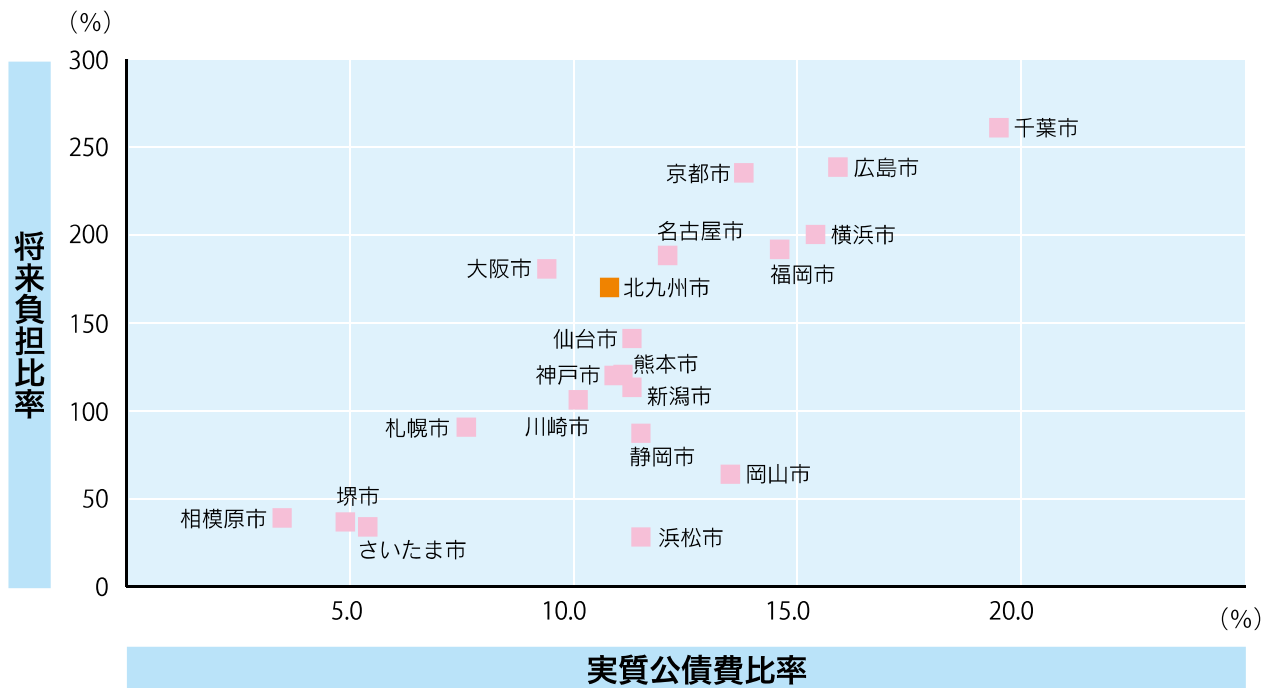
【本市の健全化判断比率(平成25年度決算)】

| 指標 | 内容 | ※11 | ※12 | 北九州市の比率 | |
|---------|------------------------------|----------------------------------|--------|----------|--------------------|
| | | 早期健全化基準 (経営健全化基準) | 財政再生基準 | | |
| 健全化判断比率 | ①実質赤字比率 | 標準財政規模に対する一般会計等の赤字の割合です。 ※10 | 11.25% | 20.0% | — (—) |
| | ②連結実質赤字比率 | 標準財政規模に対する全会計の赤字の割合です。 | 16.25% | 30.0% | — (—) |
| | ③実質公債費比率 | 標準財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額などの割合です。 | 25.0% | 35.0% | 10.5% (10.8%) |
| | ④将来負担比率 | 標準財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額などの割合です。 | 400.0% | | 169.3% (170.3%) |
| ⑤資金不足比率 | 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合です。 | 20.0% | | — (—) | |

下段()は、平成24年度決算

【実質公債費比率と将来負担比率における政令市の状況(平成24年度決算)】

健全性という点で、実質公債費比率は政令市中7位、将来負担比率は政令市中13位となっています。



用語解説

※10【標準財政規模】地方公共団体が標準的に収入しうる市税や普通交付税などの一般財源(使途を定められていない財源)の大きさを示すものです。

【一般会計等】一般会計に母子寡婦福祉資金特別会計、住宅新築資金等貸付特別会計など7会計を加えたものです。



※11

「早期健全化基準」、※12「財政再生基準」って何？

○ 地方財政の健全化に関する新たな法律に定められた2つの基準です

平成20年4月1日から、これまでの法律に代わり、新たに「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されました。この法律は、地方公共団体の赤字や借金返済の程度といった財政状況を表す4つの指標がそれぞれ一定の基準を超えた場合に、その程度に応じて、地方公共団体に財政健全化の対策を義務づけることなどを定めています。この「一定の基準」が「**早期健全化基準**」と「**財政再生基準**」です。

○ 早期健全化基準を超えた場合は…

早期健全化基準を超えた地方公共団体は、自ら財政健全化の計画を作って公表し、議会や住民のチェックを受けながら財政を建て直すことを義務づけられます。

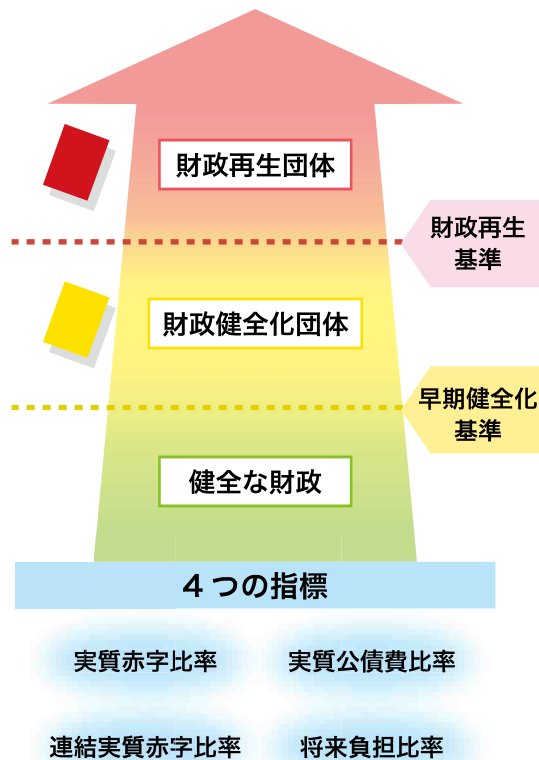
これはいわば「警告」の段階、サッカーの試合に例えるなら、イエローカードを出された状態といえます。

○ 財政再生基準を超えた場合は…

財政再生基準を超えた地方公共団体は、もはや自力で再生できない「財政破たん」の状態と判断され、国の指導監督の下で財政の建て直しを行うこととなります。サッカーの試合に例えるなら、レッドカードを出された状態といえます。

○ 北九州市の財政は…

本市の場合、現在のところ4つの指標はいずれも早期健全化基準を超えていません。しかし、財政の基礎体力が弱い本市はこのまま何もしなければ近い将来、早期健全化基準どころか、財政再生基準を超えてしまうおそれもあるのです。



【夕張市の例】もしも、財政再生団体になってしまったらどうなる？

財政再生基準を上回った地方公共団体は、「財政再生計画」を定め、国の指導監督の下、厳しい歳出の削減や歳入の増加に取り組むこととなります。その場合、夕張市の例に見られるように、市税や公共料金の値上げ、行政サービスの切下げなど住民に多大な負担を強いることになってしまいます。

歳入に関する事項

市税の引き上げ

個人市民税均等割 (3,000円→3,500円)
個人市民税所得割 (6%→6.5%)
固定資産税 (1.4%→1.45%)
軽自動車税 (1.5倍) など

使用料・手数料の引き上げ

施設使用料 (50%引き上げ)
下水道使用料
(1,470円/10m³・月→2,440円/10m³・月)
各種交付・閲覧手数料 (150~200円引き上げ)
各種検診料 (100~500円引き上げ) など

※夕張市の財政再生計画 (平成21年度策定) より抜粋

歳出に関する事項

総人件費抑制の取組み

職員数を309人 (H18)→147人 (H21)
→124人 (H38) に大幅削減
職員給料を平均20%カット、手当も大幅削減 など

公共施設等の休止・廃止・縮小等

小学校 (7校→1校)、中学校 (4校→1校)
図書館の規模を縮小、養護老人ホームの廃止
体育施設、公園、花壇、公衆トイレなどを大幅廃止・休止 など

各種補助金の廃止又は削減

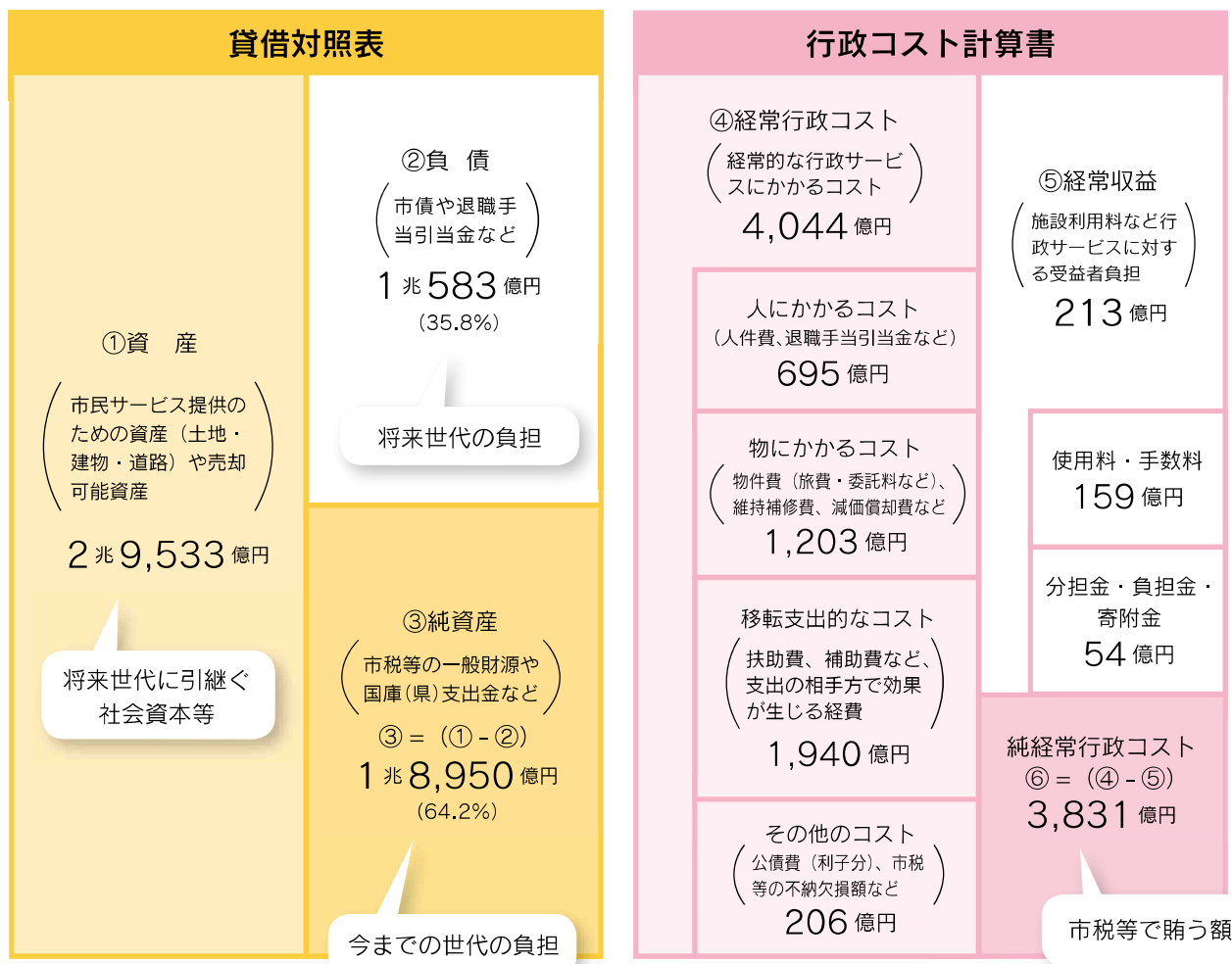
市主催のイベント中止、地域イベントの補助金の廃止 など

(4) 本市の財務書類(普通会計)【平成24年度決算】

本市では、平成20年度決算から、より一層の情報開示や適正な管理を進めることを目的とした新たな財務書類である「貸借対照表」、「行政コスト計算書」(損益計算書に相当)、「資金収支計算書」(キャッシュフロー計算書に相当)、「純資産変動計算書」の4表を作成しています。

※ここでは、貸借対照表と行政コスト計算書を掲載していますが、詳細な資料については、北九州市ホームページをご覧ください。

普通会計(歳入・歳出)



資産形成に資するもの

年度末において市が保有する資産、負債等のストックの状況を総合的に表示したものです。

これまでの行政活動によって形成された建物や土地などの「資産」、将来返済しなければならない「負債」、資産形成のために投入された市及び国・県の負担を意味する「純資産」に関する情報を表しています。

$$\text{資産【市民の財産】} = \text{負債【将来世代の負担】} + \text{純資産【今までの世代の負担】}$$

資産形成につながらないもの

経常行政コストに対し、使用料等の経常収益で賄いきれず地方税等により賄われるコストが、純経常行政コストとして示されています。